

参考

変更届書（長野県所管の業態）

様式		長野県の医薬品医療機器等法関係の様式 (https://www.pref.nagano.lg.jp/yakuji/kenko/iryo/iyakuhin/yoshiki.html)					
提出部数		松本市内の配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業及び再生医療等製品販売業：2部（1部長野県健康福祉部薬事管理課、1部松本市保健所） 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局（認定薬局）：2部（1部長野県健康福祉部薬事管理課、1部松本市保健所）					
提出先		松本市保健所					
	届出事項	認定薬局	配置販売業	卸売販売業	旧薬種商	製再生医療等製品販売業等	添付書類等
1	開設者・営業者の氏名・住所	○	○	○	○	○	・戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（法人にあつては登記事項証明書）（ただし、管理医療機器販売業・貸与業は添付不要）（個人にあつては氏名変更時は戸籍謄本または戸籍抄本必要、住所変更時は必要）
2	薬事に関する業務に責任を有する役員（責任役員）	○	○	○	○	○	・登記事項証明書 ・責任役員の画定表 ・新たな責任役員に係る医師の診断書（法律第5条第3号へに該当するおそれがある場合のみ） ・変更届書の備考欄に、変更後の責任役員の法第5条第3号（準用する場合を含む。）に掲げる欠格事項への該当の有無を記載すること。
3	薬局等の構造設備の主要部分	—	—	○	○	○	・変更前後の平面図及び変更後の構造設備の概要書
4	営業の区域	—	○	—	—	—	—
5	通常の営業日及び営業時間	—	○	—	○	—	—
6	管理者の氏名又は住所	—	○	○	○	○	【新たに雇用した場合】（管理医療機器販売業・貸与業にあつては、特定管理医療機器を販売等する場合） ・新たに雇用した管理者の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類 ・資格を証する書類（免許証等の写しの場合は原本照合） ・業務（実務）経験を証明する書類（必要な場合）
7	管理者の週当たり勤務時間数	—	○	—	○	—	【週当たり勤務時間数に変更のあった場合】 ・雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類
8	管理者以外の薬剤師・登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数	—	○	—	○	—	【新たに雇用した場合】 ・新たに雇用した者の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類 ・資格を証する書類（免許証等の写しの場合は原本照合） 【週当たり勤務時間数に変更のあった場合】 ・雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類
9	専門医療機関連携薬局の法第6条の3第2項第2号に規定する薬剤師の氏名	○	—	—	—	—	・雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類 ・厚生労働大臣に届け出た団体から認定を受けたことを証する書類の写し
10	放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類及びその取扱いに必要な設備の概要	—	—	○	—	—	・変更前後の放射性医薬品の一覧及び変更後の構造設備の概要書
11	当該施設で併せ行うその他の業務の種類	—	○	○	○	—	—
12	販売（授与）する医薬品の区分	—	○	—	○	—	—（構造設備の主要部分に変更を生じる場合には、その変更に係る添付書類）
13	薬局等の名称	●	—	○	●	○	—
14	相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	—	○	○	●	—	—
15	特定販売の実施の有無	—	—	—	●	—	—（新たに特定販売を行おうとする場合には、特定販売に係るその他の届出事項も併せて届け出ること）
16	特定販売を行う際に使用する通信手段	—	—	—	●	—	—
17	特定販売を行う医薬品の区分	—	—	—	●	—	—
18	特定販売を行う時間	—	—	—	●	—	—
19	営業時間のうち特定販売のみを行う時間	—	—	—	●	—	—
20	特定販売の広告に薬局等の正式名称と異なる名称を表示するときは、その名称	—	—	—	●	—	—
21	主たるホームページアドレス	—	—	—	●	—	—（ホームページの閲覧に必要なパスワード等がある場合にはそのパスワード等も併せて届け出ること）
22	主たるホームページの構成の概要	—	—	—	●	—	・ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類（カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても、同様の資料を添付すること）
23	特定販売のみを行う時間がある場合は適切な監督に必要な設備の概要	—	—	—	●	—	—

凡例) ●：事前届出 ○：事後届出（30日以内） 進達時の注意) 責任役員、薬局等の構造設備の主要部分又は薬局等の管理者の変更の場合、保健所は、薬事管理課への進達時に、副申を添付すること。